

宝塚市告示第67号

市道路線の区域の決定及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、宝塚市都市安全部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年（2026年） 4月6日

宝塚市長 森 臨 太 郎

供用開始日 令和8年（2026年） 4月6日

縦覧期間 令和8年（2026年） 4月6日から
令和8年（2026年） 4月20日まで

告示文書に係る図面については、市役所休業日を除く、平日の午前9時から午後5時00分まで、道路管理課（市役所3階）で縦覧します。

市道路線の区域の決定及び供用の開始

整理 番号	路線名	認 定 区 間		重要な 経過地	備考	
					路 線 延 長	路 線 幅 員
4611	4611号線	起 点	口谷西3丁目29-122		m 26.15	m 最大 12.00
		終 点	口谷西3丁目29-126			最小 6.00
4612	4612号線	起 点	千種1丁目284-3		m 83.40	m 最大 4.30
		終 点	千種1丁目257-1			最小 4.30
4613	4613号線	起 点	駒の町13		m 539.80	m 最大 3.85
		終 点	駒の町40-2			最小 3.85
4614	4614号線	起 点	山手台東4丁目1-16		m 27.00	m 最大 13.00
		終 点	山手台東4丁目1-14			最小 6.00
4615	4615号線	起 点	山手台東4丁目2-4		m 29.70	m 最大 6.00
		終 点	山手台東4丁目1-1			最小 6.00